

「愛ロードとちぎ」合意書

一般社団法人 栃木県建設業協会鹿沼支部（以下「実施団体」という。）、鹿沼市及び栃木県は、「愛ロードとちぎ」の実施について、次のとおり合意する。

（目的）

第1条 「愛ロードとちぎ」とは、地域の住民、企業等が「実施団体」となり、市町村及び道路管理者（栃木県）との三者が道路美化活動のパートナーとして連携協力し、安全で快適な道路環境の維持向上を図るとともに、道を愛する心を育み、その活動を推進することを目的とする。

（実施区域）

第2条 清掃活動等を行う区域は、次の区間とする。

- ①一般国道121号 鹿沼環状線の内側 L=6,450m
 - ②一般国道293号 鹿沼環状線の内側の区間のうち仁神堂交差点から770mを除いた区間 L=5,120m
 - ③一般県道 鹿沼環状線 国道293号仁神堂交差点から北の460mを除いた区間と宇都宮鹿沼線交差点から南 L=8,700m
- 全延長 L=20,270m

（実施期間）

第3条 清掃活動等を行う期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

なお、期間終了時まで、実施団体から特に申し出のない場合は、さらに1年更新されるものとし、以後も同様とする。

（責任分担）

- 第4条
- 1 実施団体は、歩道及び植樹帯等の清掃作業などの美化活動を年間6回以上行う。
 - 2 鹿沼市は、実施団体が回収したごみの処理を行う。
 - 3 県は、実施団体に対し清掃用具等を支給又は貸与し、看板（サインボード）を設置する。また、実施団体の活動中の事故に備えて保険への加入費用を負担する。
ただし、看板（サインボード）の設置は10人以上の団体に対して行うものとする。

（活動の実施）

- 第5条
- 1 実施団体は、清掃活動の際に、他の目的を持つ別の活動を行わない。
 - 2 実施団体は、歩行者、自転車等の歩道利用者や自動車等の交通に支障を及ぼさないように作業を実施する。
 - 3 実施団体は、回収したごみを、鹿沼市により定められた方法に従って処理する。

(安全の確保等)

- 第6条 1 実施団体が清掃活動を行うにあたっては、参加者の規模、気象条件等に留意し、無理のない活動計画のもとに実施する。
- 2 15歳以下の者が活動に参加する場合は、十分な人数の成人の保護者または監督者ととも実施する。
- 3 実施団体は、清掃活動の実施にあたっては安全を第一とし、活動中に事故等が起こった場合には、直ちに鹿沼市及び鹿沼土木事務所に連絡するとともに、様式1により報告する。
- 4 清掃活動中に発見した大型のごみ、危険物等は回収せずに鹿沼土木事務所に連絡する。

(活動予定・状況の報告)

- 第7条 1 実施団体は、年間の活動予定を様式2により作成し、事前に鹿沼市を通じ鹿沼土木事務所へ提出する。
- 2 実施団体は、清掃活動終了後7日以内に、様式3により鹿沼市を通じ鹿沼土木事務所へ活動状況の報告をする。

(合意の解除)

- 第8条 実施団体が合意の解除を申し出たとき、この合意書に規定する責任を果たしていないとき又は「愛ロードとちぎ」の運営に支障をきたすものと認められる場合は、県は合意を解除することができる。

(疑義の処理)

- 第9条 この合意書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、三者が協議して定める。

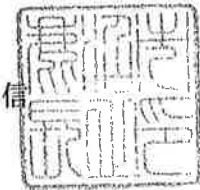
以上、合意の証として本書3通を作成し、三者各々記名捺印し、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

住所 鹿沼市万町752-6
氏名 一般社団法人 栃木県建設業協会鹿沼支部
代表者 川上 貢



住所 鹿沼市今宮町1688-1
氏名 鹿沼市
市長 佐藤 信



住所 鹿沼市今宮町1664-1
氏名 栃木県
鹿沼土木事務所長 佐藤 俊明

